

# 基礎から学ぶ国際税務

～元国税局の国際税務のスペシャリストが徹底解説～

◇日時◇ 2018年 6月 4日(月)10:00～16:30

◇会場◇ 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

◇講師◇ 多田 恭章 氏 税理士 一般社団法人租税調査研究会 主任研究員

【略歴】国税庁国際業務課国際業務係長、東京国税局調査第一部特別国税調査官主査（移転価格調査）、東京国税局課税第二部法人課税課国際税務専門官、国税庁国際業務課情報交換2係主査。2014年6月辞職。2014年9月税理士登録。一般社団法人租税調査研究会主任研究員。

【著書】「税目別ケースで読み解く！国際課税の税務調査対応マニュアル」（ぎょうせい）（共著）など。

◇参加対象◇ 経理財務部門、税務部門、監査部門のご担当者

開催にあたって

近年、企業のグローバル化が進展し、海外に子会社等を設けて事業展開する企業が増加しています。それに伴い、海外子会社等とのグループ内取引が税務上問題となるケースも増加しています。

今回、このセミナーでは、海外子会社等への利益移転に対処する制度である「移転価格税制」、「国外関連者に対する寄附金」を中心に、誤りやすい国際源泉課税や海外税務当局との情報交換制度など最近のトピックスも加え、どのような取引が国税当局に狙われやすいのか、どのような点に注意すべきか等について、数多くの調査事例を紹介しながら詳しく解説します。

- \* 申込書にご記入いただいた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業や刊行物のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
- \* 「セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより [TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]をご参照下さい。

【受講料】 1名 <税込、資料・昼食代含む>

正会員	39,960円 本体価格 37,000円	一般	43,200円 本体価格 40,000円
-----	-------------------------	----	-------------------------

\*お二人目からの参加料は、上記金額の半額とさせていただきます。

正会員	19,980円 本体価格 18,500円	一般	21,600円 本体価格 20,000円
-----	-------------------------	----	-------------------------

- ◎お申込み:当会ホームページまたは E-mail でお申込み下さい。
- \*お申込み後(開催1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送りいたします。
- \*最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- \*会員企業一覧は当会ホームページでご確認いただけます。(http://www.bri.or.jp)
- \*お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますのでご出席できない場合は、代理の方のご出席をお願いいたします。
- \*FAXでお申込みの際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願いいたします。(別番号への誤送信にご注意下さい。)

【申込先】 一般社団法人 企業研究会 担当:金井  
E-mail:kanai@bri.or.jp  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2階  
TEL.03-5215-3550 FAX03-5215-0951

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。  
<https://www.bri.or.jp> \*その他セミナーの最新情報もご覧いただけます。

企業研究会セミナー 検索

181248-0606		2018.6.4		「基礎から学ぶ国際税務」	
会社名					
住所		〒			
部課 役職		フリガナ お名前			
TEL		FAX			
E-mail					
部課 役職		フリガナ お名前			
TEL		FAX			
E-mail					

# 基礎から学ぶ国際税務

～元国税局の国際税務のスペシャリストが徹底解説～

## ◆ プログラム ◆

■日 時：2018年 6月 4日（月） 10：00～16：30

■講 師：多田 恭章 氏 税理士 一般社団法人租税調査研究会 主任研究員

-解説-

10:00

### 1. 移転価格税制の概要

(1) 移転価格税制の基本的な仕組み

(2) 国外関連者

(3) 独立企業間価格算定手法

### 2. 事前確認制度（APA）と相互協議

### 3. 移転価格課税の最近の動向

### 4. 簡易な移転価格調査

(1) 本来の業務に付随した役務提供

(2) 企業グループ内役務提供（IGS）

(3) 海外子会社への貸付金金利

12:00

昼食タイム

13:00

### 5. 別表17（4）「国外関連者に関する明細書」

### 6. 国外関連者に対する寄附金

(1) 海外子会社への出向者に対する給与負担

(2) 価格調整金

(3) 寄附金課税されないケース

### 7. 事例紹介

(1) 海外子会社に対する業務委託料が資金援助であるとして寄附金認定された事例

(2) 海外子会社に対する債権放棄が寄附金認定された事例 他

### 8. 誤りやすい国際源泉課税

### 9. 海外税務当局との情報交換制度 他

16:30

<質疑応答>